

財務課 税務係 からの お知らせ

令和3年度の税制改正に伴い、次のとおり変わります。

住宅ローン控除の特例措置の延長等

住宅ローン控除の控除期間13年の特例措置が延長され、一定の期間（※）に契約した場合、令和4年末までの入居者が対象となります。この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。

（※）注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を令和8年12月末まで5年延長することとなります。

国や地方自治体の実施する子育てに係る 助成等の非課税措置

保育サービスの利用料に対して国や自治体から受けた助成金収入が非課税扱いとなります。

【対象となる国・自治体からの助成】

- ◆ ベビーシッターの利用料に対する助成
- ◆ 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ◆ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※ 上記の助成と一体として行われる助成についても対象
(例:生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

退職所得課税の適正化

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとなります。

税務関係書類における押印義務の見直し

政務全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について、押印義務が原則として廃止されます。

【押印が不要となる書類】

- ◆ 所得税の確定申告書
- ◆ 法人税申告書
- ◆ 消費税申告書
- ◆ 相続税申告書 等各種届出書

【今後も押印が必要な書類】

- ◆ 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- ◆ 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類



☎ お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)